



はい！こちら消費生活センターです

## 医療保険の保障内容に関するトラブル

～実際の保障内容と消費者の理解に大きなずれ～

新たに医療保険等の加入を検討する場合は、まず、公的医療保険（健康保険や国民健康保険など）や、すでに加入している医療保険でどこまで保障されるかを確認し、何が必要であるかを考えて判断し、加入する場合は十分な説明を受け、約款を読んでから契約しましょう。保険金の内容についてはいつでも確認ができるよう、約款やパンフレットなど保険会社から受け取った資料は大切に保管してください。保険金の支払において、よくあるトラブルの例は下記のとおりです。

### ①約款の免責事由に関するトラブル

Q：保険金を請求したところ、約款の免責事由に該当するため支払えないと言われたが、契約時にはそのような説明は受けていない。

A：「どのような場合にいくら保険金が支払われるか」だけでなく、「どのような場合に支払われないか」について保険会社に確認し、保障の内容を十分に理解した上で契約してください（口頭だけでなく約款なども確認すること）。

### ②告知義務違反に関するトラブル

Q：入院歴があることを伝えずに契約しましたが、保険金請求時になって、告知義務違反を理由として保険金が支払われなかった。

A：保険加入時における告知書には正確に回答する必要があり、事実と相違した告知をすると告知義務違反となり、保険金が支払われないことがあります。

ただし、納得できない場合などは、告知の内容と保険金請求に至った病気の関係について保険会社に確認してください。

※通常、生命保険会社は「給付金」、損害保険会社は「保険金」という用語を使用している。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

**☎0774-72-9955**（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

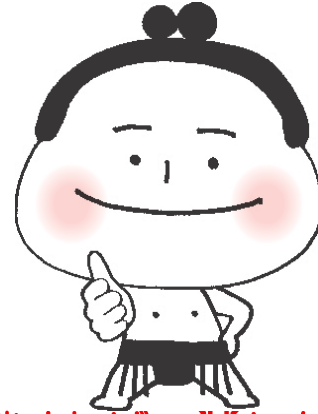
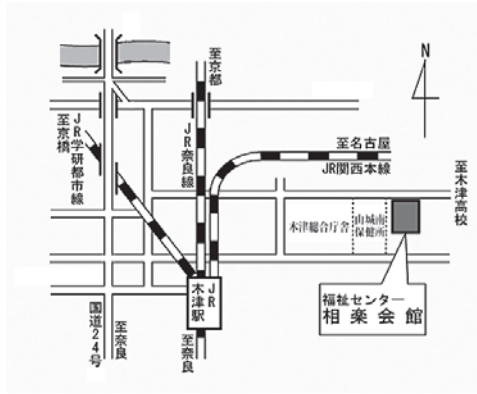
住 所 相 談 日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

住 所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）

※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は 075-257-9002 へ  
（電話のみ）



相談すれば 楽になる